今金町議会政務活動費の交付に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、今金町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第２条　政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表１に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第３条　政務活動費の交付対象は、議員の職にある者とする。

（政務活動費の額）

第４条　政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額１０，０００円とする。

２　月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

（政務活動費の交付申請）

第５条　政務活動費の交付を受けようとする議員は、別に定める様式により毎年度４月３０日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

２　年度の途中において、選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、別に定める様式により任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）末日までに政務活動交付申請書を町長に提出しなければならない。

３　議員は、前２項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式

により政務活動費変更交付申請書を町長に提出しなければならない。

４　前３項の政務活動費交付申請書及び政務活動費変更交付申請書の提出に当たっては、議長を経由して行うものとする。

（政務活動費の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による交付申請があった場合、政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

２　前項の通知に当たっては、前条第４項の規定を準用する。

（政務活動費の請求及び交付）

第７条　議員は、前条の規定による通知を受けた後、別に定める様式により通知を受けた日の属する月の翌月の１０日（その日が町の休日に当たるときはその翌日）までに当該年度分の政務活動費を請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。この場合においては、第５条第４項の規定を準用する。

２　町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

３　年度の途中において、選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該議員に対し交付する。

４　議員は、年度の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その月が初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（収支報告等）

第８条　議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により領収書その他の支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

２　議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により領収書その他の支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

（議長の調査）

第９条　議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が別記様式により領収書その他の支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第１０条　議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第２条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならない。

（収支報告書の保存）

第１１条　第８条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第２条第２項関係）

「政務活動に要する経費」

経　　費	内　　容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）に要する経費
研　修　費	１　議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 ２　団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
会　議　費	１　議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 ２　団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事　務　費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

別記様式

年度政務活動費収支報告書

年　　月　　日

今金町議会議長

様

今金町議会議員　　㊞

1　収　入

政務活動費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　支　出　　（単位：円）

科　　目	支　出　額	備　　考
調査研究費		
研　修　費		
広報・広聴費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費		
事　務　費		

3　残額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

注）備考欄には主たる支出の内訳を記載する。